



厚生労働省福島労働局 発表

令和元年11月29日

担当

福島労働局雇用環境・均等室

室長 佐藤 央子  
室長補佐 田村美登理  
電話 024(536)4609

## ～正社員・非正社員の不合理な待遇差の禁止への対応

「課題がある」と答えた企業は37.4%～

## ～令和2年4月パートタイム・有期雇用労働法施行

### 特別相談窓口を開設～

福島労働局（局長 岩瀬信也）では、パートタイム・有期雇用労働法の施行に向けた取組の一環として不合理な待遇差の禁止に関して、「福島県働き方改革推進支援センター（福島労働局委託事業）」がセミナー等参加者に対して実施した事業場アンケート集計結果を取りまとめましたので公表します。

#### <結果概要>

アンケートの集計結果では、不合理な待遇差の禁止（Q1）について、4～6月期「知っていた」が78.1%であったが、10月には9割を超える認知度まで上昇した。一方、不合理な待遇差への対応（Q2）に「課題がある」と回答したのは4～6月期34.3%、10月は37.4%であり変化は見られなかった。

具体的な課題の内容（Q3）としては、

- ① 人件費の増加（4～6月期 24% → 10月期 28%）
- ② 待遇差理由の説明が難しい（4～6月期 20% → 10月期 23%）
- ③ 何が不合理か分からない（4～6月期 19% → 10月期 13%）

となっており、4～6月期からの変化は見られなかった。

各事業場の対応策については、手当の改善をするために原資などを検討する必要があると回答する事業場が増えていることや、待遇差の理由説明のための資料となる就業規則・賃金規定の見直しを要することから、解消までに時間がかかるため早めの対応が必要です。

このため、福島労働局では、雇用環境・均等室内にパートタイム・有期雇用労働法「特別相談窓口」を開設し、相談に応じた丁寧な対応をしていきます。また、『福島県働き方改革推進支援センター』においても、専門家が無料で相談を受け付けております。

～相談窓口～

◎ 福島労働局 雇用環境・均等室

「特別相談窓口」

☎ 024-536-4609

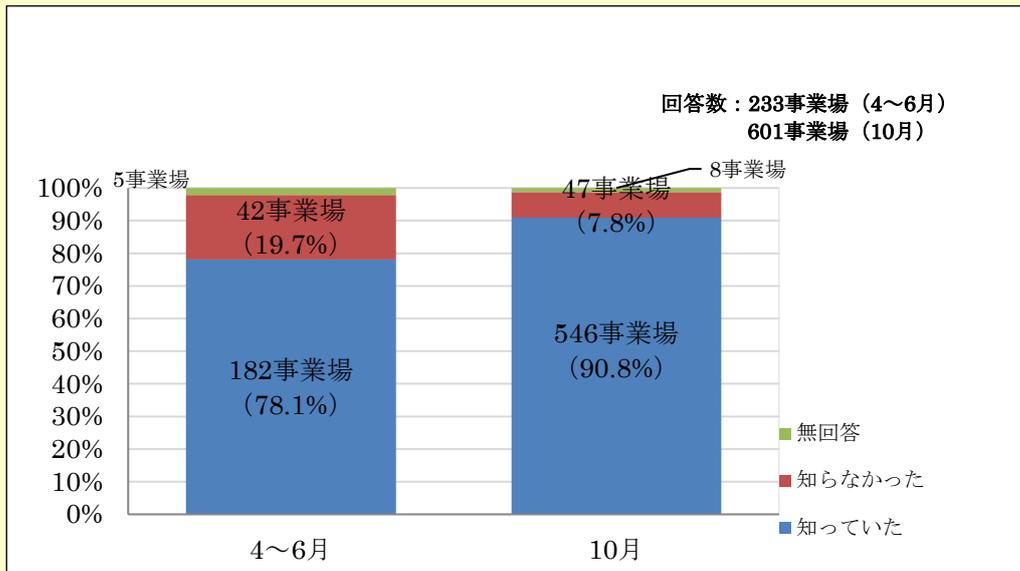
◎ 福島県働き方改革推進支援センター

☎ 0120-541-516

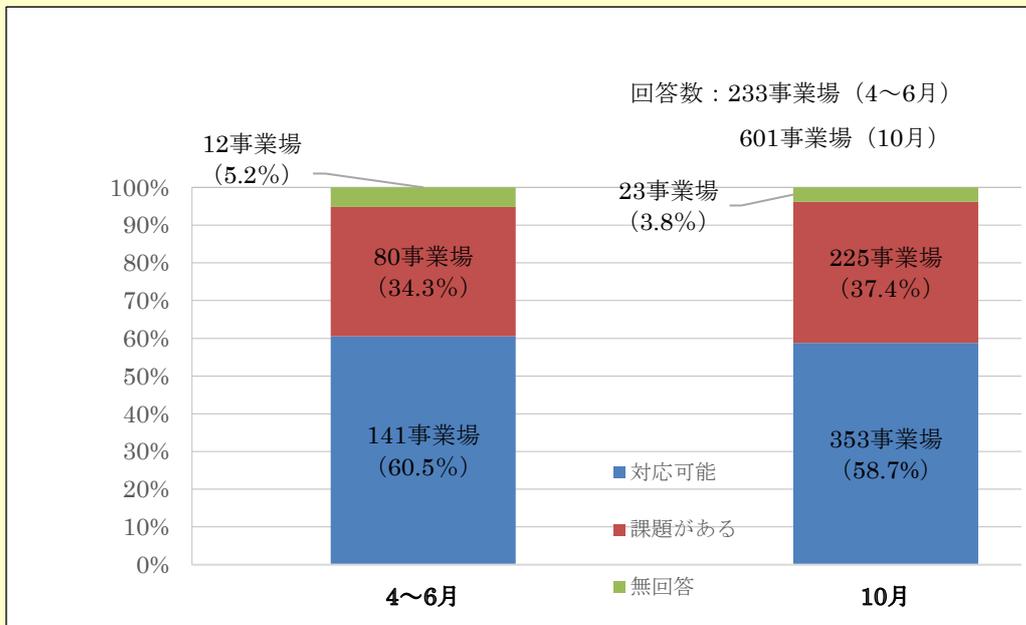
Mail : [fsr-taigukaizen@blue.ocn.ne.jp](mailto:fsr-taigukaizen@blue.ocn.ne.jp)

## ～アンケート集計結果～

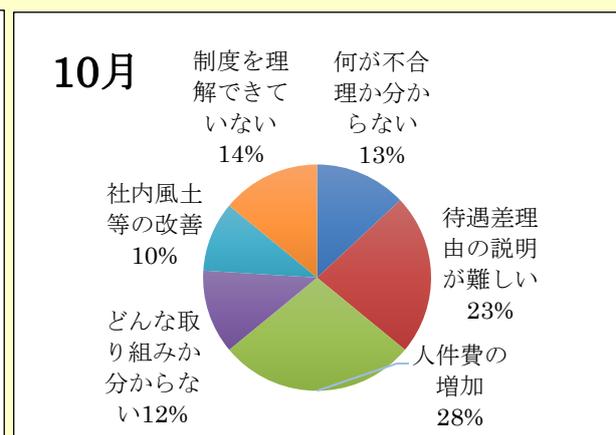
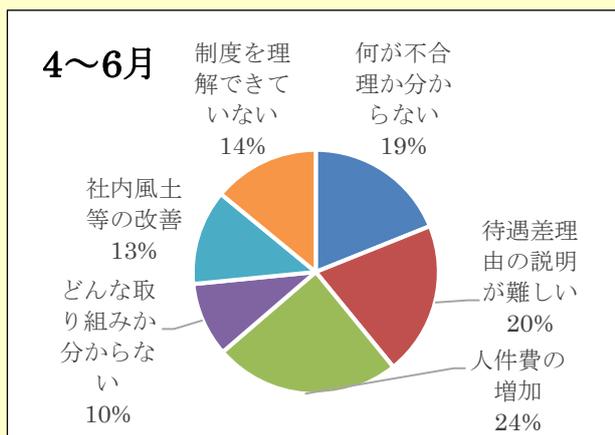
Q1 正社員と非正社員の不合理な待遇差が禁止（同一労働同一賃金）されることは知っていましたか。



Q2 正社員と非正社員の不合理な待遇差の禁止への対応について



Q3 Q2の質問で「（対応するにあたって）課題がある」と選んだ方は課題の内容を教えてください。



## ～同一労働・同一賃金に関する相談事例～

### 事例 1

**問** 正社員には地域手当を支給しているが、非正社員には支払っていない。問題はないか。

**答** 地域手当はどのような基準で支払っているかを明確にしたうえで、支払っていない理由を非正社員に説明ができない場合は待遇差の見直しを行わなければなりません。

### 事例 2

**問** 正社員のみ慶弔休暇があるが、見直しが必要か。

**答** 同一労働同一賃金ガイドラインにあるが、慶弔休暇の性質上、正社員と非正社員との慶弔休暇の付与に差をつける理由はありません。今後は、非正社員の出勤日数に応じた慶弔休暇付与日数の検討は必要ですが、基本的には付与することが必要となります。

### 事例 3

**問** 雇用期間 2 か月の有期雇用労働者を日給にしている。正社員と仕事内容は同じだが、人材活用の仕組みは異なる。日給額について見直しが必要か。

**答** 仕事内容が同じであれば、両者の間の業務内容や人材活用等を考えた上で、給与が何を基準に支払われているか、正社員の給与を日給換算して非正社員とのバランスが取れているかを検討し、日給額を決めることとなります。